友愛

発行所
友愛青年同志会
東京都文京区春日町7の10
電話 大塚(94)2801
編集兼発行人 加藤淳正
定価1部 10円

納得のゆく妥結を希う

日本のものは日本に!!

沖縄・南千島の帰属問題

入会申込は直接本部までハガキで一報下さい
東京都文京区春日町七一〇
友愛青年同志会

引揚問題完全解決期成国民大会

皆を帰してもらおう

日ソ交渉は領土問題で七月二十一日の第一回会談以来一歩も前進をみないで後日からず問題となり思わぬ結果をひき起すもので、交渉当事国に真に納得のいく解決策を見い出さなければならないものである。現在南千島の帰属、沖縄の復帰等が当面している領土問題については国民が希っていることとは、およそかけ離れているのが現実で、国際条理に反しヒューマニズムに欠けるといっても過言ではないのである。

本会は日ソ国交正常化とこれに関連する引揚問題、領土問題及び領土問題に深い関係を持つ沖縄問題について真摯な関心を持ち微力ながら問題解決に努力してきたが、今後とも納得のいく妥結を希いつつ諸懸案解決のために努力を続けるものである。

日ソ交渉は再会前より領土問題が難関としてしばしば論ぜられていたが、予想通り双方の意見は食違い平行線をたどっている。今回の交渉は第三次のロンドン交渉の再開で、ロンドン交渉において一致しかった点のうち特に領土交渉を解決して日ソ平和条約締結に持って行くためのものであり日ソ国交正常化を希うわれわれとしても成果を期待するとともに、成り行きを注視してきたのであった。

すなわち、領土について日本側は「クナシリ、エトロフ両島を含む南千島は千島列島に含まれず日本固有の領土である」との見解に立っており、ハボマイ、シコタンについては勿論北海道の一部であるとしているので、たとえサンフランシスコ平和条約において千島列島および南樺太を放棄したとしても、これにふれることはならないとしてソ連側は「ハボマイ、シコタンについては譲歩するがクナシリ、エトロフは千島列島に含まれる」との見解を堅持している。

会談は吾三郎かれるがこのような状態が続く結果双方の反論にもいろいろと無理な点が出ているようである。ソ連側としても国民に対する立場や国際情勢によってとらなければならないような点があるとは信じ難いが、国際条理、人道上、領土及び引揚問題についてわれわれとしてはどうしても納得のいかないものがある。

沖縄問題

運動の一本化進む

沖縄問題はいよいよ長期化の様相を示してきたが、現地における運動の主体も五者協議会から民間組織として「土地を守る協議会」が生まれ、各市町村にも「土地を守る会」が続々と結成されている。去る七月二十八日には那覇市において県民大会が開かれ、十五万人が結集するなど、沖縄県民の憤激をつめた市の広い地盤な運動は日夜続けられている。去る七月二十八日には那覇市において県民大会が開かれ、十五万人が結集するなど、沖縄県民の憤激をつめた市の広い地盤な運動は日夜続けられている。去る七月二十八日には那覇市において県民大会が開かれ、十五万人が結集するなど、沖縄県民の憤激をつめた市の広い地盤な運動は日夜続けられている。

これに答える本土の運動も先の国民大会を契機に全国的な盛上りを示し、さらに発展させるため各階層一丸となった運動協議会結成の準備が進められるなど、現地と本土をつなぐ運動は一段と結固なものになろう。

沖縄問題解決国民運動およびその後援民大会参加団体が中心となり中央組織結成の準備を進めているが、去る七月十一日の懇談会に引続き七月十二日は国民大会報告会を兼ね打ち合せが行なわれ一応各団体の意見も出揃ったので八月一日午後一時半より衆院第三議員会館において先の大会で決議された代表の現地派遣と中央組織結成準備の懇談会を開催した。

この懇談会には本会から渡辺事務局長、奥田組織部長の両名が出席したが、現地派遣代表の人選と新たな組織機構について、事務局案と会労、新産別等の団体間に多少の食違いがあり、討議は平行線を辿ったので結論を出すことが出来なかったので事務局案を再び白紙に還元し今月中旬頃再度懇談会を開くことになった。

なお同懇談会が再三開かれたにもかかわらず結論が出ないことについて本会の意向として次の点を指摘各団体に訴えるとともに特に事務局の善処を強く要望した。

即ち、沖縄問題解決については各団体その大会決議を越えて取り組んでいることは明白な事実であるが、このような各階層が一丸となって組織を作る合えその性質役割を事務局は充分各団体の意向をただし慎重に事を運ばなければならない。ところが今までの経過を見るとその点が欠けているようで、そ

全国民の悲願をこめて

原水爆禁止世界大会開く

第一回原水爆禁止世界大会は、多くの外国代表も参加八月六日東京、八月九日長崎とそれぞれ開かれ、平和の世界を築かんとして進みつつある世界の趨勢に逆行するものである。

特に日ソ交渉は近く再開されようとしている。この際国民が政府に国民の意のあるところを正当に納得させることあり、人道問題としていやしくも世界に対し、人類の理想に照らし何人も躊躇を要しない抑留同胞問題の完全解決をますます交渉妥結の前提として強力に図り、以って早期に日ソ親善を確立することである。

こゝに全国守家族はもとより、国民各層代表が参集し国民大会を開き、その決意を中外に明らかにせんとするものである。

昭和三十一年七月二十日
引揚問題完全解決期成国民大会

われわれ日本国民の悲願をこめた原水爆禁止世界大会に出席するアッピールは全世界にいまもなお原水爆禁止運動について残る多の批判すべき点があるとはいえ、原水爆禁止を希望する声は全国民の間に深まっていることは疑もない事実であり、われわれも常にこのことを願い、呼びかけを行なっているものであるが、今回の大会には原水爆の禁止を訴えるとともに、原爆被災者に対する救済対策も大会に論ぜられたことは今後の運動の在り方として大いに意義があると考える。

なお原水爆禁止については国会をはじめ多くの団体に取り上げているが、今年は各産業団体も積極的にこの問題と取りくんでいるようである。

カトリック学連

カトリック学生連盟第九回全国大会は七月三十一日より広島市世界記念聖堂で開催されたが、大会閉会にあたり原水爆の反対声明を発表した。

声明（要旨）原水爆は神から与えられたわれわれの生存権をおびやかしている。われわれは平和の実現を祖国のものである。いま被爆の地広島において当時の惨状をしのびつつキリストの平和実現のため原水爆の使用、実験、製造禁止と原子力の平和利用を世界の人々に呼びかける。

ユネスコ学連

日本ユネスコ学生連盟の第七回全国大会は去る七月十八・十九・二十日の三日間京都比叡山延暦寺根本中堂において開催された。

今回の大会では学生々活について具体的な問題が討議されたことと原水爆問題もやはりとり上げられて注目された。

なお本会では同大会に祝電を送り今後の発展を祈った。

国連学連

日本国際連合学生連盟第七回年次総会及び夏期セミナーは八月一二六日より同二十九日まで千葉県君津郡富浦和村鋸野山中野寺において開催される。

セミナーには本会学生部会員も多数参加するが、予定されている討議内容も現在問題になっている原水爆実験の意味性、日ソ交渉と領土問題、日中文化交流のもたらすもの等、他の学生団体以上に突っこんだ究明がなされることになっている。

全国青少年代表者会議

青少年の声を聞く

全国青少年代表者会議は今回で第四回を数えることになったが、今年は中央青少年問題協議会とともに新宿青少年問題協議会とともに、去る八月二日より四日まで東京・明治神宮外苑内の日本青年館において開催された。

今年は青少年の声を聞く会と銘打ってあるだけに、全国各府県より集まった千五百万から十八才までの青少年代表による討論も活発で、意見発表にもみるべきものが多かった。

議題は「われわれ青少年の新生活運動（特に生活改善）はどのようにあるべきか、一、われわれ青少年の文化活動（特に出版物・映画・新聞・放送・レコード・紙芝居等の文化財を通じて）はどのようにあるべきか、一、われわれ青少年は勤労と学習方策のように調和させて行くべきかの三点にしぼられたが、特に新生活運動については、青少年の生活改善、特に生活費の問題、家族制度、男女関係、結婚問題、娯楽問題、社会奉仕活動、青少年の政治参加、青少年対策機関の設置問題等多岐にわたり、現在の生活の中に新しい生活の芽ばえを見出すことに努力しようとの意気込みがうかがわれるものであった。

▽しかしヒットラーの時代は大いに事情が変っていることに気が付かなければならない。一方エジプトとしても民族主義の名のもとに多くの国の直接、間接関係の深いスエズ運河の航行を妨げては、国際世論の反撃を受ける結果となることを考えなければならず、今後のなり行きいかんでは戦火が燃上る情勢だけに関係各国の慎重な行動と国連等の積極的動きを期待してやまない。

▽世界はこのように動いている逆行しているようなことがわかれば皮肉であるが、沖縄と千島をめぐる問題もこれである。常に自由と正義を唱える米国によって沖縄は苦しんでおり、アジア・アフラカ国の独立と繁栄に声援し、今回のナセル宣言をいち早く支持したソ連によって千島は古領されていることをわれわれは忘れないであろう。

▽われわれも叫ばう"日本のものは日本に"当然が認め合うことによってこそ、争るおこらないのである。

百言

▽"エジプトのものはエジプトに"とナセル大統領は遂にスエズ運河国有を宣言した。アジア・アフラカ地域の旧植民地は次々と西欧各国の支配から離れていったとは第二次大戦後の風潮としてまことにすさましいものがあり、現在では一つの大きな勢力として国際政治の上に地歩を築つきつまでに至ったことは、当然のなり行きとは云え、国際情勢の変遷をいまさらながら認識させられるところである。

▽今回のスエズ国有宣言が、後退に後退を重ねている西欧民政策に無比な衝撃をうつかは疑問であるがイギリスのいう、「ナセルはエジプトのヒットラーだ」は一応当を えた形容で、なんかとこで後退を止めようとする強気込みがうかがわれるものであろう。

▽しかしヒットラーの時代とは大いに事情が変っていることに気が付かなければならない。一方エジプトとしても民族主義の名のもとに多くの国の直接、間接関係の深いスエズ運河の航行を妨げては、国際世論の反撃を受ける結果となることを考えなければならず、今後のなり行きいかんでは戦火が燃上る情勢だけに関係各国の慎重な行動と国連等の積極的動きを期待してやまない。

▽"エジプトのものはエジプトに"とナセル大統領は遂にスエズ運河国有を宣言した。アジア・アフラカ地域の旧植民地は次々と西欧各国の支配から離れていったとは第二次大戦後の風潮としてまことにすさましいものがあり、現在では一つの大きな勢力として国際政治の上に地歩を築つきつまでに至ったことは、当然のなり行きとは云え、国際情勢の変遷をいまさらながら認識させられるところである。

▽今回のスエズ国有宣言が、後退に後退を重ねている西欧民政策に無比な衝撃をうつかは疑問であるがイギリスのいう、「ナセルはエジプトのヒットラーだ」は一応当を えた形容で、なんかとこで後退を止めようとする強気込みがうかがわれるものであろう。

▽しかしヒットラーの時代とは大いに事情が変っていることに気が付かなければならない。一方エジプトとしても民族主義の名のもとに多くの国の直接、間接関係の深いスエズ運河の航行を妨げては、国際世論の反撃を受ける結果となることを考えなければならず、今後のなり行きいかんでは戦火が燃上る情勢だけに関係各国の慎重な行動と国連等の積極的動きを期待してやまない。

▽世界はこのように動いている逆行しているようなことがわかれば皮肉であるが、沖縄と千島をめぐる問題もこれである。常に自由と正義を唱える米国によって沖縄は苦しんでおり、アジア・アフラカ国の独立と繁栄に声援し、今回のナセル宣言をいち早く支持したソ連によって千島は古領されていることをわれわれは忘れないであろう。

▽われわれも叫ばう"日本のものは日本に"当然が認め合うことによってこそ、争るおこらないのである。

▽"エジプトのものはエジプトに"とナセル大統領は遂にスエズ運河国有を宣言した。アジア・アフラカ地域の旧植民地は次々と西欧各国の支配から離れていったとは第二次大戦後の風潮としてまことにすさましいものがあり、現在では一つの大きな勢力として国際政治の上に地歩を築つきつまでに至ったことは、当然のなり行きとは云え、国際情勢の変遷をいまさらながら認識させられるところである。

▽今回のスエズ国有宣言が、後退に後退を重ねている西欧民政策に無比な衝撃をうつかは疑問であるがイギリスのいう、「ナセルはエジプトのヒットラーだ」は一応当を えた形容で、なんかとこで後退を止めようとする強気込みがうかがわれるものであろう。

▽しかしヒットラーの時代とは大いに事情が変っていることに気が付かなければならない。一方エジプトとしても民族主義の名のもとに多くの国の直接、間接関係の深いスエズ運河の航行を妨げては、国際世論の反撃を受ける結果となることを考えなければならず、今後のなり行きいかんでは戦火が燃上る情勢だけに関係各国の慎重な行動と国連等の積極的動きを期待してやまない。

しかし会議の状態は第一ソ連側の無理があるが日本側としては結局のまなければならないところ迄来ている感が微厚で、世界の風潮がどうあろうとやはり敗者と勝者の立場は然として厳すこと迄はできないことは止むをえないことはたれも認めるところで、今後

本土との連携強化

再度沖縄代表団上京

五者協議会代表常任幹事は本土との連携強化のため再び代表を本土に派遣することになり、各団体の代表十名が決ったが、顧問の都合で全員が揃うのが遅れ第二回原水爆禁止世界大会に出席する瀬長亀次郎（人民党書記長）亀甲豊吉（沖縄全電通委員長）嘉屋武真栄（教職員会）渡次郎（社会大衆党中執委）の四氏がひとまず東京に揃ったので八月四日午後七時

声明（要旨）原水爆は神から与えられたわれわれの生存権をおびやかしている。われわれは平和の実現を祖国のものである。いま被爆の地広島において当時の惨状をしのびつつキリストの平和実現のため原水爆の使用、実験、製造禁止と原子力の平和利用を世界の人々に呼びかける。

ユネスコ学連

日本ユネスコ学生連盟の第七回全国大会は去る七月十八・十九・二十日の三日間京都比叡山延暦寺根本中堂において開催された。

今回の大会では学生々活について具体的な問題が討議されたことと原水爆問題もやはりとり上げられて注目された。

なお本会では同大会に祝電を送り今後の発展を祈った。

国連学連

日本国際連合学生連盟第七回年次総会及び夏期セミナーは八月一二六日より同二十九日まで千葉県君津郡富浦和村鋸野山中野寺において開催される。

セミナーには本会学生部会員も多数参加するが、予定されている討議内容も現在問題になっている原水爆実験の意味性、日ソ交渉と領土問題、日中文化交流のもたらすもの等、他の学生団体以上に突っこんだ究明がなされることになっている。

全国青少年代表者会議

青少年の声を聞く

全国青少年代表者会議は今回で第四回を数えることになったが、今年は中央青少年問題協議会とともに新宿青少年問題協議会とともに、去る八月二日より四日まで東京・明治神宮外苑内の日本青年館において開催された。

今年は青少年の声を聞く会と銘打ってあるだけに、全国各府県より集まった千五百万から十八才までの青少年代表による討論も活発で、意見発表にもみるべきものが多かった。

議題は「われわれ青少年の新生活運動（特に生活改善）はどのようにあるべきか、一、われわれ青少年の文化活動（特に出版物・映画・新聞・放送・レコード・紙芝居等の文化財を通じて）はどのようにあるべきか、一、われわれ青少年は勤労と学習方策のように調和させて行くべきかの三点にしぼられたが、特に新生活運動については、青少年の生活改善、特に生活費の問題、家族制度、男女関係、結婚問題、娯楽問題、社会奉仕活動、青少年の政治参加、青少年対策機関の設置問題等多岐にわたり、現在の生活の中に新しい生活の芽ばえを見出すことに努力しようとの意気込みがうかがわれるものであった。

現地の運動

一段と強化

兼次氏語る

今回上京した沖縄代表の一人兼次氏は現地の状況次の通り語り、一部伝えられた現地の分裂を否定するまで団結を強化していることを強調した。

兼次氏談（要旨）現在比嘉官房長官の退陣の声が起っていることは事実で与党民主党が現地運動より脱落するのではないかとの観念をいだく向もあるが、与党といえどもこの運動から身を引くことは出来ないし県民の団結は固く、四百万同胞の意を堅持していることは疑いない。

従って運動の主体が民間組織に移っても県民一致の体制が崩れることはない。現に今回の代表団にも民主党の代表が入っており、近く上京することになっている。

又其の後の現地の状況は新たに米軍による土地接収の状況が表出、演習による焼失等悲化の一途をたどりつつあり、今後とも運動に対する本土の皆様の強力な支援を切望してやまない。

なお他の団体からも三億円が表明されたが、事務局としても今日の各団体の意向を充分取り入れるために組織機構を立案し次回の懇談会の席上意見交換今後各団体間で自由討議を開いて打ち合せを。

今後の運動について打ち合せを。

今回上京した沖縄代表の一人兼次氏は現地の状況次の通り語り、一部伝えられた現地の分裂を否定するまで団結を強化していることを強調した。

兼次氏談（要旨）現在比嘉官房長官の退陣の声が起っていることは事実で与党民主党が現地運動より脱落するのではないかとの観念をいだく向もあるが、与党といえどもこの運動から身を引くことは出来ないし県民の団結は固く、四百万同胞の意を堅持していることは疑いない。

従って運動の主体が民間組織に移っても県民一致の体制が崩れることはない。現に今回の代表団にも民主党の代表が入っており、近く上京することになっている。

又其の後の現地の状況は新たに米軍による土地接収の状況が表出、演習による焼失等悲化の一途をたどりつつあり、今後とも運動に対する本土の皆様の強力な支援を切望してやまない。

なお現地の組織について「土地を守る協議会」と「市町村長会」で話し合いが終り月月十日「四原則貫徹実践協議会」として発足する事に決まった。

民大会参加団体が中心となって作られる中央組織と密接な連携を保ち積極的な活動に乗り出すことになっている。

入会申込は直接本部までハガキで一報下さい
東京都文京区春日町七一〇
友愛青年同志会

憲法問題の焦点

（その13）

改正の対象に限界

制限規定なき東欧諸国

前節において考察した如く、日本国憲法改正はその第九十六条に規定する手続によるのほかは、法律によっても、条約によっても、又、他のいかなる方法によってもこれを行うことはできないのであるが、その第九十六条においては、単に『この憲法の改正は』と規定するだけで、その対象について何等の制限規定を設けていない。従って日本国憲法の改正は、一応、前文及び一〇三ヶ条のすべてが改正の対象となりうるものと解される可能性がある。過般、内閣に設置された憲法調査会は未だその業績を挙げていないので、政府の改正を目論んでいるのか、又、学識経験者の検討と結果、どの改正の範囲に及んでいるのか、又、学識経験者の検討と結果、どの改正をどのように改変せられるべきとするのか内容の点についても既に政府では正確には論及できない。参議院選挙における野党の三分の二議席の獲得によってそれらの状況が具体的に明らかにされるのは、若干延びる可能性が濃いが、現在迄に数多く発表された問題点なり、改正論点より類推して考えるならば、矢張りその対象は現憲法の全面に及ぶものと考えてよいであろう。それでは、全条章が改正の対象たりうるか、といえば異論の多いところであって、対象限界ありとする学説においてもその根拠や限界の範囲については見解が多岐に亘っている。そこで、問題の理解のために、先ず諸外国における憲法改正の制限規定例を一瞥しつつ前項との関連を検討し、第三項において、わが国憲法改正の限界の論点を追求してみたいと思う。

占領下の改正を禁止

第二節　対象に関する限界

一、憲法改正行為と制限規定

フランス第四共和国憲法（一九四六年十月二七日）第九十四条は『本国領土の全部もしくは一部が外国軍隊の占領下にあるときは、改正のいかなる手続も、これに着手し、もしくはこれを続行することができない』として、占領下の憲法改正を実質的に制限し、更に、第九十五条においては『政府の共和的形式は、これを改正案の目的とすることができない』と規定している。即ち、同条第三項においては『連邦共和国は民主的社会的連邦国家である』および、国権の行使（国権は国民より発す、三権は分立する）（第二条）は、憲法改正の対象より除外し、その遂行を禁止している。これら改正禁止諸規定の先例と考えられるアメリカ合衆国連邦憲法（一七八七年起草同八月九日、九月十七日施行）第五条は改正について三ヶの制限を規定していた。即ち、同条第三項において『但し一八〇八年に行われるべき改正によっては、第一条第九節第一項及び四項の規定に変更を加えることができない。又何れの州もその同意がなければ上院における平等の投票権を奪われることがない』として、奴隷売買自由の原則、直接税人口比例の原則及び上院における各州の平等代表の原則の三原則は、これを第五条の手続を以ってしても変更されえざるものとしていた。

制限は単なる希望か

他の例としては、占領下ではないが戒厳令実施下においては、共和制の廃止と共に憲法の改正を禁止しているフランス憲法（第二一七条第五・六項）がある。更に憲法の原則に反する改正を禁止し、憲法の精神を変更しない個々の条項の修正だけを認めているものとして、ノルウエイ憲法第百十二条をみることができる。以上挙げた諸憲法の条項はいずれも憲法改正作用に対してあるいは内容的限界を示し、あるいは又時期的に制限を課しているところの幾つかの例である。もっともこれら制限規定についても種々議論の多かったところであり、例えばフランス第四共和国憲法の部分的不可変規定の解釈についても、フランス公法学会においては、第三共和国憲法（一八七五年）時代から『ニキ・バルテルミイなるが、最近においては『・ラフェリエール等が『法律的な価値のない単なる希望であるにすぎない』とか『将来の憲法制定者に対して拘束力はない』とか解しデュヴェルジェやピュルドー等の見解と対立している注目すべき一つの論点である。又、アメリカ合衆国憲法第五条の禁止している改正制限事項の三原則も、一八〇八年、奴隷売買の自由の原則および直接税人口比例の原則は、一八〇八年をもって失効している。従って現法体系の中で憲法改正を阻む有効な制限と考えられるのは上院における各州の平等代表の原則だけである。しかしこの制限も結局は手続上のものであって、議員数を減少される州の同意と承認さえあれば、この原則を無視する改正も有効であることは第五条自身が認めているところである。従ってアメリカ憲法の場合においては、同憲法の改正条項だけの問題としてあることは、明文上の改正の限界はないということである。

明示なきわが憲法

禁止規定あれば発義不能

いづれにせよ、わが国憲法には旧憲法第七十五条が摂政または摂政の間は憲法を変更することができないとした時期的限界の他には、現憲法には改正禁止の明示規程は存在しない。でも、この点についても日本国憲法第九条第一項が、侵略戦争を『永久に』放棄し、第十二条が基本的人権を『侵すことのできない永久の権利として』現在及び将来の国民に与えられる、としているのを以って、改正禁止の明示規定の例に加えることができる、となす説もなくはない。けれども、それらの言葉を持つ字句は他の多くの憲法にもみられるものであって『永久』の字句を以って、直ちに改正禁止の『明示規定』とするのは類推を待たざるをえない。改正禁止の明示規定を持たない憲法は非常に多いのであって、特にソ連を始めとして、ドイツ民主共和国憲法（一九四九年五月）ポーランド人民共和国憲法（一九五二年一月）ユーゴスラヴィア連邦人民共和国憲法（一九四六年一月）アルバニヤ人民共和国憲法（一九四六年三月）ブルガニヤ人民共和国憲法（一九四七年一月）ルーマニア人民共和国憲法（一九四八年四月）チェコスロバキヤ共和国憲法（一九四八年八月）などの、いわゆる人民民主主義国家の憲法においては、憲法の改正及廃止はその発議を禁ずる規定は設けておらない。このことは、これら人民共和国がその拠って立つ政治の基本体制の変更が許されないことを、むしろ当然のこととしているからでもあろう。

ともあれ、フランス第四共和国憲法九四条の例の如く、明文の規定がある場合には、その規定に従って禁止条項の改廃案を発案することはできないのであって、一定の条文の改廃が許されないことは当然のように思われる。しかし、後に反紹介考察するように、憲法改正の限界は何等存在しない、という見解に立っては、一定の条文の改正を禁止するための禁止規定自体を改正することも可能であり、従って結局、すべての規定が改正の対象となりえると共に自由に変更しうる、とするのであるから無限界論の解釈は、当該規定の持つ意味を客観的に実際的にも全く無にするものであって妥当ではないと思われるのであるが、次回には、更に憲法改正行為と無限界論について、（一）旧憲法下の無限界説（二）新憲法下の無限界説（三）不可変規定と無限界説の三項目に分け、諸説の紹介を行いつつ批判考察を進めてみよう。（次回は、二、憲法改正行為と無限界論）

論説

懸案解決と相互理解

（一）

日ソ交渉を直接の動機として党内抗争の対立図をみせている政府与党は、参議院選挙による社会党の進出によって、重要政策の一角たる憲法改正の冶談を当分の間保留される事態に面して、かなり困難に立っているようみられるが、なおわが国としては、ソ連の急なる追られている重要問題が山積している現状である。眼を外交問題に転ずるならば、日ソ対ソ国交回復、日ソ対インドネシア賠償問題、日ソ対華正常化問題、日ソ対中共問題、引揚げ問題の解決、更には沖縄問題の解決等、国民各階層の間に切実に解決を求められている問題は、ことほどさように多いのである。勿論、政府も意を尽しているはあろう。又、反面敗戦による国力の消耗が、外交交渉のハンディキャップともなっているし、敗戦后領土問題の空白による外交技術の種拙さもあるではあろう。況んや、敗前にみた如き強大な武力を背景とする威嚇的外交は望みうべくもない。がしかし、かような環境を認めるとしても、果して政府は必要にして適切な措置を講じてきたか、どうか。更には、外交の根本に流れる基本理念のあったかどうか。現問題の指導理念を友愛精神がその外交の上に生かされているというかどうか。遺憾がられわれはすべてが充二分であったとは断じ難いのである。

（二）

国家主権の制限及びは一部移譲による世界連邦政府への努力が、一部ではなされつつも、なお主権の尊厳性が重視されている現状では、国際間の条約が最大限に尊重されなければならぬことはいうまでもない。"平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼する"わが国は"締結した条約及び確立された国際法規を誠実に遵守する"旨憲法に宣明しているのであって、その誠実な履行なしには、今後の国際社会に"名誉ある地位を占める"ことは出来うることではない。しかし、このことは、われわれが民族意識を放棄し、古来の領土を放棄してもよい、ということを意味するものでは決してない。沖縄諸島に関する統治権のすべてをいかなる条約によっても放棄していないのと同様に、南千島についても、確立された国際法規に基いて正当にわが領土となったものであり、平和条約によっても変更されていない。ヤルタ協定によって、ソ連が日本敗戦後領有する密約があったとしても、それは"確立された"国際法規でもなく況んや当事国たる日本の参加しない密約によって、日本が拘束を受けることはないこともいうまでもない。

（三）

問題は、重要であると共に切実なのであり、しかもそれらは必らず解決せられなければならない。わが会が結成当初より沖縄問題の解決に真剣に取組み、平和共存の可能性を主張したのは友愛精神の普遍的実践が、必ずやそれらの問題の解決に寄与することを確信していたからに他ならない。国家と国家の対立から個人と個人の共存へ、今や世界は阻止し難い勢いを以って平和共存の方向へ動いている。個人の尊厳と繁栄は何にもまして尊重されねばならないのと同じ様に、相互に尊重し合い扶け合う精神なくしては国家間の問題解決を語り合うことすら無意味ともいべきである。政府が内外の諸懸案解決に有効適切な手段を尽すべきはいうまでもないが、特にその基本的理念において、二十世紀後半の世界史に輝かしき一頁を飾るべき人類に課せられた崇高な課題たる友愛精神を深く自覚し、相互理解への真摯なる態度を失ってはならない。たしかに問題解決には険しい途が横たわっている。しかしいうべきことをいわずに、明らかにすべき点を考慮を方便にする姿勢であっては真の相互理解は達せられないことをこの際深く考えるべきである。

郷土自慢

和楽踊

栃木県日光支部　蓬田健一

私はたのを、大きな話し声で眠が覚めた。旅行に慣れているらしい人が大声で説明している全国各地の景色、風俗等であるが、宣伝より興味深く聞いている。私はこの人は日光の和楽踊を知らないなと直感したので早速聞いて見たら知らなかったので、大体のあらまを話してやった。今年は来て見ると言っていたが、四国から来るからかわからない。和楽踊は踊も唄も難も、盆踊に似ておりますが一般の盆踊とは大変其の起源を異にし規律と秩序をとおとび、自分も他人もゆくまで楽しむことが出来るように互が注意して和気あいあいのうちに行われる有名な古河電工日光電気精錬所の年中行事の一つであります。この踊りは大正二年大正天皇皇后陛下の行幸啓の日を記念すると同時に精錬所の創設を記念する祝の踊で和楽踊と名づけ其の名前の通り和和し和楽しむという気持から生れたのであります。毎年八月六日と七日の記念日の夜イルミネーションで飾られた工場の名もゆかしい和楽池のまわりで数千の踊子が数万の観衆に囲まれ、唄と囃子に合せて踊り明かします。

今日では栃木県の至る処で夏の夜のレクリエーションの一つとして催すようになりました。

歌はれる主な歌は

丹勢山から銅鉱所を見れば
銅線電車が出入する
日光街道をシャンシャン鈴音
馬子は鑛頭社繕空
日光よりとこお宮と滝の
中は和楽の銅鉱所
稼に行きたや清流村へ
工場通いの共稼者
池に映した踊の姿
とれが妻やら娘やら
一目見たや故郷の親に

和楽踊のこの姿
笠は花笠くるりと廻し
かさのかげから主の顔
八分つまじは春映ゑよ

和楽踊は夏の華
和楽踊ついうからかと
今ちゃ踊り日本一
昭和四年の歌に
日光名物数あるけれど
和楽踊は日本一

このように栃木県は盆踊全国的に有名であるが、不器用の私は演芸会は勿論、軍隊生活中の余興にも非常に苦手であった。ある時、洗面器を頭にして和楽踊を踊ると日光の人が居なくても誰れか県内の人が欲ってくれるとへもてで、ミンミンや、ホーホケキョをしないですみ踊のアンコールをさせられました。

これ等の唄は後年候賓から蒐集した代表的なのでありますが、大正十二年の歌

模範工場といわれるこに
今ちゃ踊り日本一

昭和四年の歌に

和楽踊は日本一

とあるように、栃木県は盆踊の発祥地であるとも言われています。

僻地教育の実状調査

文部省で報告書発表

僻地教育については昨年、本年と各地に移動文化映画班を派遣するなど本会においても大きな関心を示しているが、この程文部省でははじめて全国的規模による「僻地教育の調査」を行なうその報告書を発表した。

僻地学校とはどんな学校をさすかについて統一した規定はないが、一応次のような学校を対象に調査した。

一、僻地手当支給校またはこれに準じて取り扱っている学校。

一、鉄道駅またはバス停留所まで四キロ以上ある学校。

一、島にある学校。

一、単級の学校、複式学級をもつ学校、単式編成でも全学年そろっていない学校。

以上の基準にあてはまる学校は全国で、小学校一万百六十八校、中学校一千百六十三校、生徒数は小学校約百一千六万七千人、中学校約四十万人となる。

小学校一〇・四学級、中学校九・四学級くらべられる学校は小学校三・九、中学校三・六で、そのうち複式授業を行なっている小学校は三五・二%、一学級に二学級を含む複式学級が二四%、一年から六年まで一学級という。単式学級は二・七%であるが、僻地学校においては一人の先生が何学年かの生徒を同時に受け持つ場合が多いことを示し指導の困難さを物語っている。

なおこれにつれて教師の負担も大きく、教員数の全国平均小学校一二・七人、中学校一四・七人にくらべ小学校四・八人、中学校六人と非常に少なく、それに加えて教員の学歴も教育実践機関でない校出身者が四・六%を占めていることは、僻地学校の教員が勝を背負って教育に取組む状態には遠いことを示す例であろう。

今年も七月三日から四日間山形県で僻地教育大会が開かれ、各国会からも例年になく多くの関係者が出席現地の教員と熱心に討議したが、今後一層その振興のため努力がのぞまれるところである。

目次

序　憲法問題の概観
第一章　憲法改正問題の発展
設問
（一）憲法改正論議の三段階
（1）憲法施行前後の時期
（2）独立前後の時期
（3）MSA以降の時期
（二）憲法改正論議の現段階
（1）憲法改正論議の諸様
（2）賛否両陣営の対立像
（三）憲法改正論議の問題点
第二章　憲法改正の法的問題
（一）憲法改正の理念
（1）憲法の安定性と可変性
（2）憲法改正の意義
（二）憲法改正の手続
（三）憲法改正の限界
第三章　戦争放棄の諸問題
（一）憲法第九条の憲法的解釈
（二）憲法第九条の国際法的批判
（三）自衛武装と国際警察軍
附（一）新憲法無効論と明治憲法復原論
（二）各国憲法の改正状況一覧
（三）参考文献一覧

ヨーロッパ通信（一）

地図をたよりに街へ

深津栄一

際庫国際部長兼中央教育指導部長は今般約三ヶ月の予定でヨーロッパ各地をめぐる各種会議・セミナー等に出席帰途エジプト・セイロンにも滞在十月中に帰国することになっている。なおその時間中本紙を通じ各国の模様を随時知らせるが、特にスイス滞在中にカレルギー伯とも会見するので会見の成果が期待される。八月七日ドイツ・ミュンヘンより同君のヨーロッパ通信第一報がとどいたので、こゝに掲載する（編集局）

再び羽田をたつ

羽田を朝たった飛行機は午後には遠くサイゴンに着く頃には日も暮れバンコックでは午後十時をすぎていた。

暑い南の国をとぶ飛行機は白い積乱雲につっこむと激しく動揺する。多忙な旅中の疲労をいやすゆりかごにも似て快よいものであった。

私は一九五三年の夏今日と同じように羽田から印度に向って出発した。それから三年再び機上の人となって小さな二重ガラスの窓に顔をおしあて同じようにターミナルで手を振って見送ってくれている人々を見ていたがそれは何ともいいようのない感慨をさそう時であった。しかし翌日にはもうセーヌ河のほとりのホテルの一室に旅装をといて窓から通行く人や自動車やそしてセーヌ河を静かに下って行く遊覧船をみているのである。ヨーロッパに行く時には決して飛行機で行くな必ず船で行くようにといってくれた先輩があったが、今こうして着いてみるとやはりそのほうが良かったなと思うのである。古びたルーブル博物館の建物とそこにある広い庭園に咲く美しい色あざやかな花をみるとやはり遠い国に来たとも思うが、それは地図を思いうかべて子供の頃学んだパリという街に対するはるかなあこがれにも似たものを心の中にえがき出している過ぎないのである。羽田からパリへ、勿論そこには半日近い時差はあるがたった二日で着いたということは東京とパリの間に横たわる果てしない空間―カラチからテヘランまでに何時間も砂漠のことばかり飛んでいた。

ヨーロッパ人種と風俗・習慣

（七月二十七日パリにて）

フランスかドイツに来る間に私はヨーロッパには人種的偏見が全くないかあるいは極めて少ないのではないかと思われてきた。三年前インドにいた時はどこへ行っても好奇な眼で見られ、それは全く足の先から頭の上まで文字通りジロジロと見られるのであった。ところがパリではそれがない。私は丸一日飛行機会社でくれた地図をたよりにシャンゼリゼー通りから凱旋門、そしてエッフェル塔にも大枚四〇〇フラン出して登ったが決して好奇な眼で見られたことはなかった。皆何人の気なしに通り過ぎて行くのである。そして地下鉄では黒人に抱かれているパリジェンヌを見かけるのである（黒人のアメリカ兵や安南人・日本人によく似ている）と歩いているパリ通りのカフェで腰をおろして通行人を小一時間もボンヤリながめていたが非常にいろいろの人種が見うけられたが、彼等は決して外国人であることを意識していないようにみえた。

人間は生れながらにして自由であり平等であるということがヨーロッパに来てはじめて実感となったとしみじみ思う。私も今まで多くの外国人と交際をもったが、少なくとも東京にいる間は彼等を人間としてよりも前に外国人として扱ってきたしまたそのように意識してきた。民族とか人種とか皮膚の色が人間を区別する場合に第一義的に考えられてきたものが、同じフランス語を話し同じような食事をし、パリの風俗・習慣の中にはまり込んでしまうとある程度まではそのことは第二義的となり、逆に言葉や風俗・習慣の中にはものとなるとなる。今の私には思われる

（七月二十八日ドイツ・ミュンヘンにて）

ミュンヘンにて

ミュンヘンに着いてパリとは違った落着いた雰囲気があると感じた。ここではレストランでもカフェでも働いている女は全部黒ずくめの服装でわずかにひざに下げ、真白いエプロンが印象的である。ミュンヘンのホテルでもレストランでも全然英語が通じないのでカバンの底から独語会話の本をとり出しそれを片手にまず地図を買いレストランに入りスープとオムレツを注文した。ドイツ語ではスープを「ズッペ」といい、それを黒ずくめのウエイトレスが発音すると如何にもまずそうな感じがするのである。

旅行案内によるとミュンヘンは約四十%が戦災にあったという。これがかった古いビルを補修した所にあり、それらはヨーロッパの歴史の古さを物語っている。

（七月二十九日にはミュンヘンをたちトッチングというストランベルグラー湖のほとりの小さな町に行き、そこで約三週間「大学と自由」というようなつもない大問題に世界各国から集まる人々とともにんでセミナーを行います。セミナーの結果はいずれ次号にてお知らせいたします）

文章は平易に

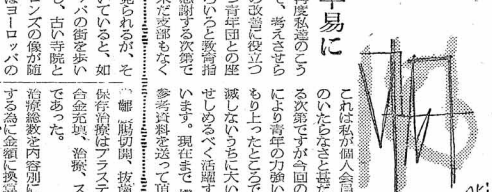

これは私が個人会員としての努力のいたらなさと甚だ申訳なく存ずる次第ですが今回の映画班の来訪による青年の力強い団結と熱意の移動文化映画班が再度私達のうした僻地に来きて、考えさせられる良い映画、村の改善に役立つ映画を上映し、かつ青年団との座談会においてはいろいろと教育指導して頂き心より感謝する次第です。なお当地には未だ変部もなく、ゴミ箱に捨切開、抜歯、歯肉切除、保存治療はプラスティック充填銀合金充填、治療、スケーリング等であった。

治療総数を内容別に分け解り易くする為に金額に換算してみる。一般健康保険に準じた料金を使うと

安家村	四七、四四〇円
小国	三五、八五〇円
滝	一三、〇〇〇円
川内	九、九五〇円
計	一〇六、二四〇円

になる。

さて以上が巡回して来た概要だが最近の報告に依ると左右者では全国に渉って四年後迄に国民健康保険を実施するようだが、私達の回った岩手県ではすでに全県これに加入しており無医村は例合少い、然し医療現地へ行って見ると村民の受診回数はほとんど皆無で私達の渉外資料では一八二人中一人の例合があった。ある村の助役さんは「交通機関が未発達な事と町村合併のため無医村は減少したが、何といっても当地の青年の多くは中学を卒業した程度で、甚だ恥かしい次第ですが学問的知識が低下しています故、その点良く考え下さいまして出来得るだけ平易な文章で書いて頂きたいと思った。今まで同様も地方状況その他文学的な原稿を提出しようと思っても、ついかような考えを抱いてしまう有様です。何卒私達地方農村の青年に理解できる文章をお書きさいますようお願い致します。

（岩手県　TM生）

巡回診療記

東北

歯を磨くのも一年一度？

柳沢定勝

私達が東京を出発したのが七月二十日歯科医二名と映画班とで荷物は九個、夫々八貫ぐ、中身は外科治療器具、ポータブルエンジン一式、最新麻酔薬を含む薬品類である。盛岡では県庁及び新聞社を訪ね、器具類を明日朝出発、川内へつく、此処では青年団員宅を借用、机、椅子は郵便局より、消毒用バットは旅館の洗面器を持ち寄って診療所を急造した。何しろ以前に治療を受けた事が無い人達ばかりで説明に苦心が繋る、聞き慣えの東北弁を片言まじり、

「一回位は歯を磨くかね？」

「はあ―まあ―年に一度くれーは」

といった様な補助的問答を繰り返えしつゝ診療を進めた。子供は何度も泣き叫ぶ。

診療時間後にやって来た小母さん頭れた顔を押へて泣くんばかり見ると急性顎骨骨膜炎だった。治療後はケロリとして帰る「お代は？」「無料です」と会員が答へると腰を何回も折って礼をいって帰っていった。二十三日は小国中学校にて校長先生を皮切りに始めて列を作って順番を待つ有様で映画班全員の応援を得ても終らず、映画の開始時間に食い入る歯三時間でやっと終る事が出来た。

治療件数　二四五件

七月二十日は安家村、丁度その日電気工事があって停電中の為外科を主とした、来場者は前回の倍で午後二時に受付を締切っても止むなく延長せねばならなくなり遂く安家村では村長自治青年団の協力で治療件数二二五件で今回の診療で最高件数だった。

翌二十七日は久慈市潮部落ここの部落は生食としてエビとアワを食べているので知られているが特に注意を引く疾患は無かった。

治療件数　四九二件

以上、四部落で施行した診療件数は四九二件で治療内容は外科は

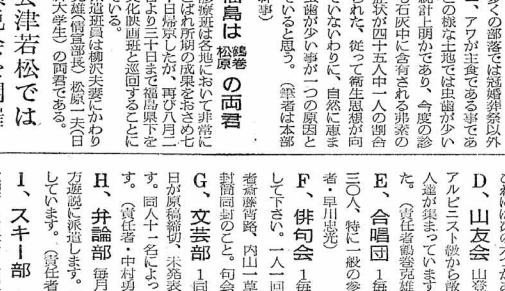

＝診療中の柳沢夫妻＝

友愛の人々

国際部長　一津栄　深津

"その性穏健にして無欲つと精神に富み……"六月二十日山ノ上ホテルで開かれた若（くん）の送別歓迎会における恩師百々巳之助博士の挨拶である。性質ばかりではない君の風姿はどう眺めても学者以外のものにはみえないということはひっそりとおとなしく、むっつりとして無口であるきり地味だということも意味する。昭和二十八年『公海自由の原則』なる修士論文を提出して大学院を卒業、日大国際法研究室に聴を置いて『和蘭・丁抹　憲法　改正と国際法』"国際法と国内法の一部で ある、という原則について"なして参加し、中央教育指導部が設置されるや、その部長として講師となった。現今、複雑に変化して国際法の分野における若き権威者である。その君にして友愛の冬期ゼミナールに参加すること一度、すでにスキー技術も本会ではベテラン級とは一頼もしいかぎりと見ゆるのは君の愛愛ばかりではない。

昭和二十八年の渡日を始め海外旅行を今回で二度目、その国際性を期待されて第二回大会以後、常任幹事・国際部長として甚だ大である。

人種と風俗・習慣

ことば

会津若松では演説会を開催

会津若松市では映画会と同時に奥田組織部長等を参加演説会を開催することになっているが、当初会場に予定していた公会堂が修理中のため附近の小学校講堂に変更開催することにした。

なお同演説会には地元青年有志も参加、時局問題をとらえ一般に訴える。

福島は鶴巻松原の両君

巡回診療班は会津において非常に喜びとなった所期の成果をおさめ七月三十日帰京したが、再び八月二十三日より三十日まで福島県下を移動文化映画班と巡回することになっている。

なお派遣班員は柳沢夫妻にかわり鶴巻克雄（信濃部長）松原一夫（日本歯科大学生）の両君である。

友愛文化部案内

本会では会員相互の知的向上をはかり、レクリエーションをかねる意味で次のサークルを設けてありますので、新入会の方々も参加をお待ちしています。

サークルは（A）研究会サークルと（B）レクリエーションサークルの二つがあります。

A 研究会サークル

研究会サークルには次の三つがあります。

A、友愛と民主主義研究会　―本会の発足とともにもうけられたもので、カレルギーの『自由と人生』『思想は世界をめぐる』（鹿山一郎訳）をテキストにしています。（毎月一回開催）

B、自衛と憲法研究会　いまさらくどくどしく述べるまでもありません。われわれの国際とわれわれの憲法について研究するために設けられています。講師としてその道の権威ある方にお願いしています。（毎月一回開催）

C、農業問題研究会　わが国の農家人口は人口の約40%を占めています。その上農業問題は多くの複雑多岐であるこれを適確に把握することはわが国の政治を理解する上に必要なことなので各講師から有益な講義を受けています。（毎月一回開催）

B レクリエーションサークル

これには次の六つがあります。

D、山友会　山登り・ハイキングを趣味とする人達の集まりでアルピニスト級から散歩ラクラスまで、とにかく歩くことをいとわぬ人達が集まっています。伊豆一周の旅、武蔵野散歩などを行いました。（責任者鶴巻克雄）

E、合唱団　1毎週第第日に練習しています、現在男女ともで三〇人、特に一般の参加を歓迎するよう。会場賀月五十円。（責任者・早川光光）

F、俳句会　1毎月十五日までに友愛俳壇に投稿して下さい。一人一回五句内。入選作は翌月の機関紙に掲載。選者斎藤茂吉、内山一草鹿、添削希望者は同じく友愛俳壇まで返信料封書同封のこと。句会は毎月一回開催。（責任者青沼東用）

G、文芸部　1同人誌『遊流』を発刊しています。毎月二十五日が原稿締切、未発表文芸作品の投稿歓迎。但し掲載は厳選します。同人十一名によって運営、同人加盟は会員の推せんによります。（責任者・中村勇一）

H、弁論部　毎月二回の練習を行っています、優秀者は適時地方遊説に派遣します。顧問に中日弁論会理事長河村友会長をお願いしています。（責任者・折戸博司）

I、スキー部　1毎冬妙高つばの温泉に合宿します。初心者歓迎。（責任者・宮沢一英）

申込方法　ABとも本会と同時にそれぞれのサークル宛申込まれるのが便利です。申込先はすべて本会事務局あてのこと。受付と同時に責任者より詳細を通知いたします。申込用紙適宜、但し職業、年令、経験等詳しく記入のこと。

友愛青年同志会文化部

移動文化映画班
移動診療班

【小国村（岩手県）のポスター】

友愛慰問の青年と熊地湾の人々は、昨年の三月、十二月に引続き、今回の第三回目の慰問を行なった。今年の三月、十二月は、雪深い山村の人々にとって、一年中で最も楽しい時期であるが、今年は、雪が例年に比べ、少なかったので、人々は、今年の慰問を待ちかねていた。

慰問班は、今年の三月、十二月、共に、二日間、慰問を行なった。

第一日目は、午後、村の中心地、小国村、中学校、小学校、分教場、の順に、慰問を行なった。

第二日目は、午前、中学校、小学校、分教場、の順に、慰問を行なった。

慰問の内容は、映画、演劇、音楽、等であった。

慰問の内容は、映画、演劇、音楽、等であった。

慰問の内容は、映画、演劇、音楽、等であ